

要望事項 (優先順位 鞍馬学区鞍馬2・貴船1・二ノ瀬1、久多2)

民有地における倒木処理と防止対策及び災害復旧と防除

要 旨**(鞍馬学区鞍馬)**

毎年異常気象発生時(大雨、大雪、台風による暴風雨)において倒木、落石による道路寸断、送電線寸断が頻発している。

- 1, 民有地である為、地元より土地所有者への現状報告を兼ねて危険木除去を依頼しているが、当局からも京都市危険木伐採補助事業の利用等の指導も含め、落石、土砂流出の対策として防護柵等の整備も要望する。
- 2, 4年前の大規模災害以後、年々状況の悪化が進み倒木、及び土砂流出の危険度が増している。
- 3, 生活道路と、送電線に係る区間である為現場以北において災害時には日常生活に大きな支障をきたす場所である。被害を未然に防ぐ取り組みを要望する。

(鞍馬学区貴船)

平成30年9月4日の台風21号により発生した倒木が民有林内で放置されたままの為、翌年7月の豪雨の時にアソガ谷、ザラ谷の斜面が崩壊してしまいました。各2ヘクタールを越えるかと思えます。アソガ谷は、崩落土砂が溪流にまで達しており濁りを発生する可能性が高いです。ザラ谷の斜面は民家より直線距離で250m程の場所で、放置しますと大変危険です。芦生峠南側の府道沿いの斜面については倒木が斜面に張り付き、今にも崩落寸前といった状態です。緊急の対策が必要です。

(鞍馬学区二ノ瀬)

平成30年9月4日に来襲した台風21号により、民有山林内において樹木の倒伏が多数発生し、叡山電鉄(株)の軌道敷にも樹木が倒伏し叡山電鉄が長期間運休しました。

また、令和2年7月8日未明に発生した法面崩壊により1年2ヶ月にわたり叡山電車が再び運休する事態となりますと、地域の生活及び産業に大きな損害を与えることとなります。叡山電車の運行を止めることはこれ以上できません。

危害を加える可能性のある範囲の立木を伐採して災害に強い山林に林相転換する必要があります。叡山電鉄(株)、地域や山林所有者によって可能な範囲で災害発生当時から倒木の撤去等の応急処置が行われていましたが、このような事業は所有者だけで行うことは困難です。

令和2年度と3年度には叡山電鉄(株)鞍馬線二ノ瀬27号分岐器の北の谷川から京都府道38号京都広河原美山線との交差点までの間の山林は未施工です。その山林において「特定森林再生事業」を引き続き実施して頂くことお願いいたします。

(久多)

昨年から要望しているが、道端の立木や電線等の妨害立木の所有者に行政側から指導と各補助金を利用しての地主を動かす対策をして頂きたい。地元自治会も協力する。

回 答

(京都府京都土木事務所)

平成30年度の西日本豪雨や台風21号で発生した倒木により河川断面の閉塞等治水上、危険性がある箇所については、処理は完了しています。

今後とも河川監視に努め、河川内に倒木等が発生した場合には早期に対応していきますので、具体的にお気づきの点があれば、ご連絡頂きますようお願いいたします。

(京都大阪森林管理事務所)

【鞍馬学区鞍馬】

回答なし

【鞍馬学区貴船】

令和2年度から「貴船べにや」上部斜面において治山事業を開始し、風倒木の撤去及び落石防護柵を設置し、現在法面对策工事を実施しており、今年度末で完了の見込みとなっております。

風倒木被害地については、伐採整理により計画的な処理を行っております。また、伐採後の林地については、広葉樹植栽による森林再生及び景観の維持・向上を図り、災害に強い森づくりに取り組んでまいります。

【鞍馬学区二ノ瀬】

令和2年度から貴船口駅舎付近の叡山電鉄上部斜面において治山事業を開始し、風倒木の撤去及び法面の流出防止措置、落石防護柵の設置を実施してきたところです。

令和4年度は、法面对策工事を実施しており、令和5年度で完了の予定となっております。

【久多】

国有林に所在する支障木（道路・電線）については、当該物件の貸付契約者により安全確保や災害防止の観点から適正な維持管理を行っております。また、職員による現場巡視を通じて、危険木等が発見された場合は、緊急を要する優先度の高いものから処理を行っております。

(京都府京都林務事務所)

京都府では平成30年9月に京都市域を中心に発生した風倒木被害地の倒木の処理や森林復旧のための植栽などの取組を支援しているところです。

森林所有者等による森林復旧の取組に対しては、倒木処理と林業経営継続の両立に向け公共造林事業により経費の助成支援を行っているところです。

森林所有者等の取組が困難な、特に危険な箇所については、京都市の要望を受け京都府が復旧対策を実施してきたところですが、引き続き地域から倒木処理や災害防止対策などのご要望をいただいている箇所についても、京都市と連携を図り、現場状況を良く確認し、保安林における土砂や危険木の流出を防ぐ公共治山事業や危険木除去を行う流木等流出防止対策事業、倒木撤去を実施する山地災害防止対策事業等による対策を検討してまいります。

特定森林再生事業による倒木の未然防止対策につきましては、京都市における事業実施に向けたインフラ施設管理者や地域の意向の聞き取りなどの取組を支援してまいりますと考えております。

(建設局)

【鞍馬学区鞍馬】

近年、多発化する台風や豪雨などによる自然災害については、道路の通行止めや公共交通機関の運行休止の要因になるなど、社会的に多大な影響を与えていることを強く認識しております。

左京区管内においても、民地所有者に対し危険木伐採の協力の申入れや、市民生活への影響が大きい山間部道路において重点的なパトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を強化しています。

また、落石や土砂流出などの観点においても、点検結果や社会的影響を踏まえ、災害を未然に防止するため、効果的・効率的に防災対策を進めているところです。

今後も、道路を安全に通行できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

(産業観光局)

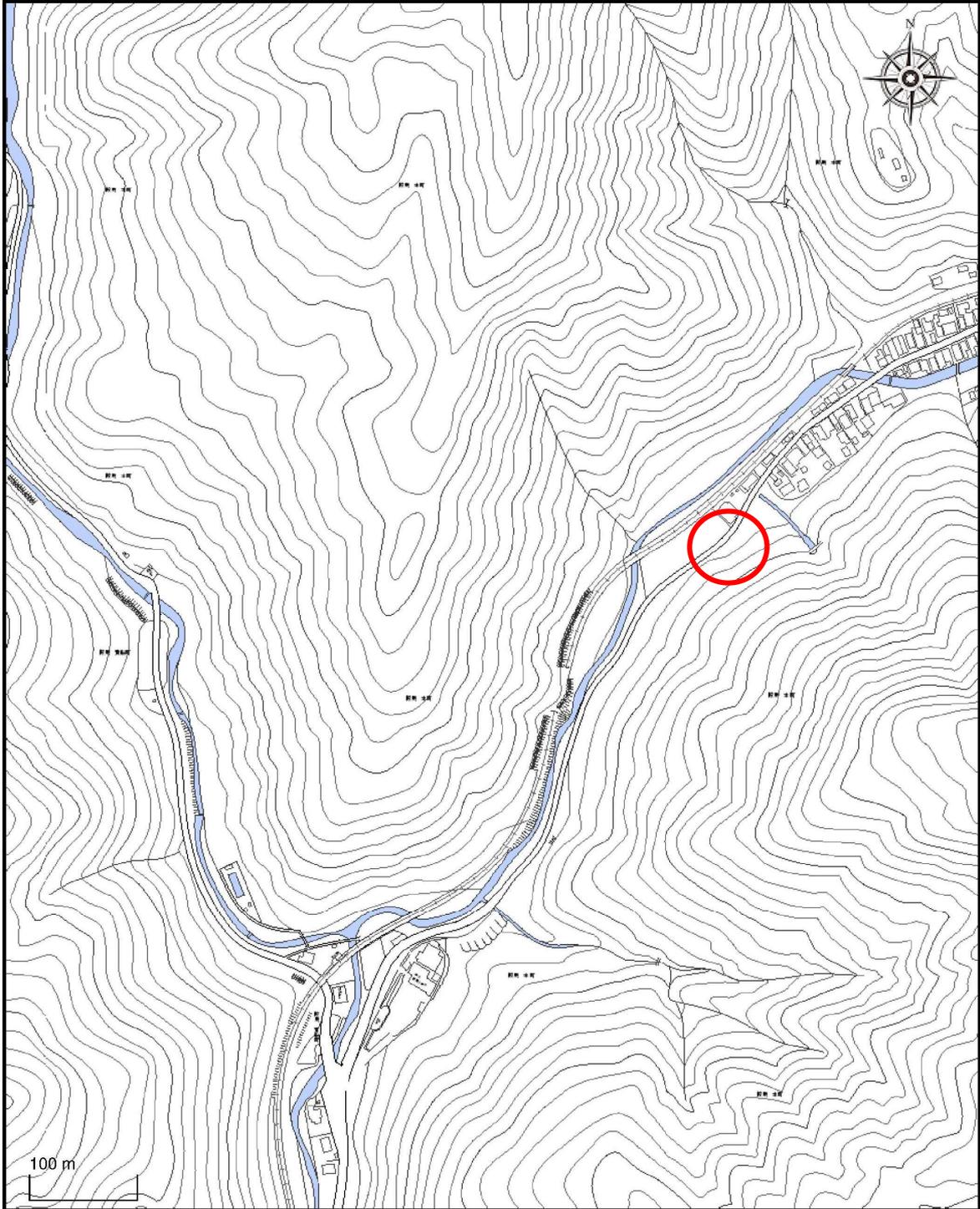
平成30年に発生した風倒木被害地について、これまで森林所有者向けの本市支援制度により早期の復旧を進めてきたところです。また、土砂流出等による二次災害の恐れがある箇所は、所有者による復旧が困難であることから、治山事業等の実施を京都府に要望するとともに、事業を円滑に実施できるよう本市で所有者調査や交渉等を行っているところです。

なお、道路や民家等に影響を及ぼしかねない危険木を行政が強制的に伐採することについては、その権限を有しない産業観光局では難しい状況です。そこで、森林所有

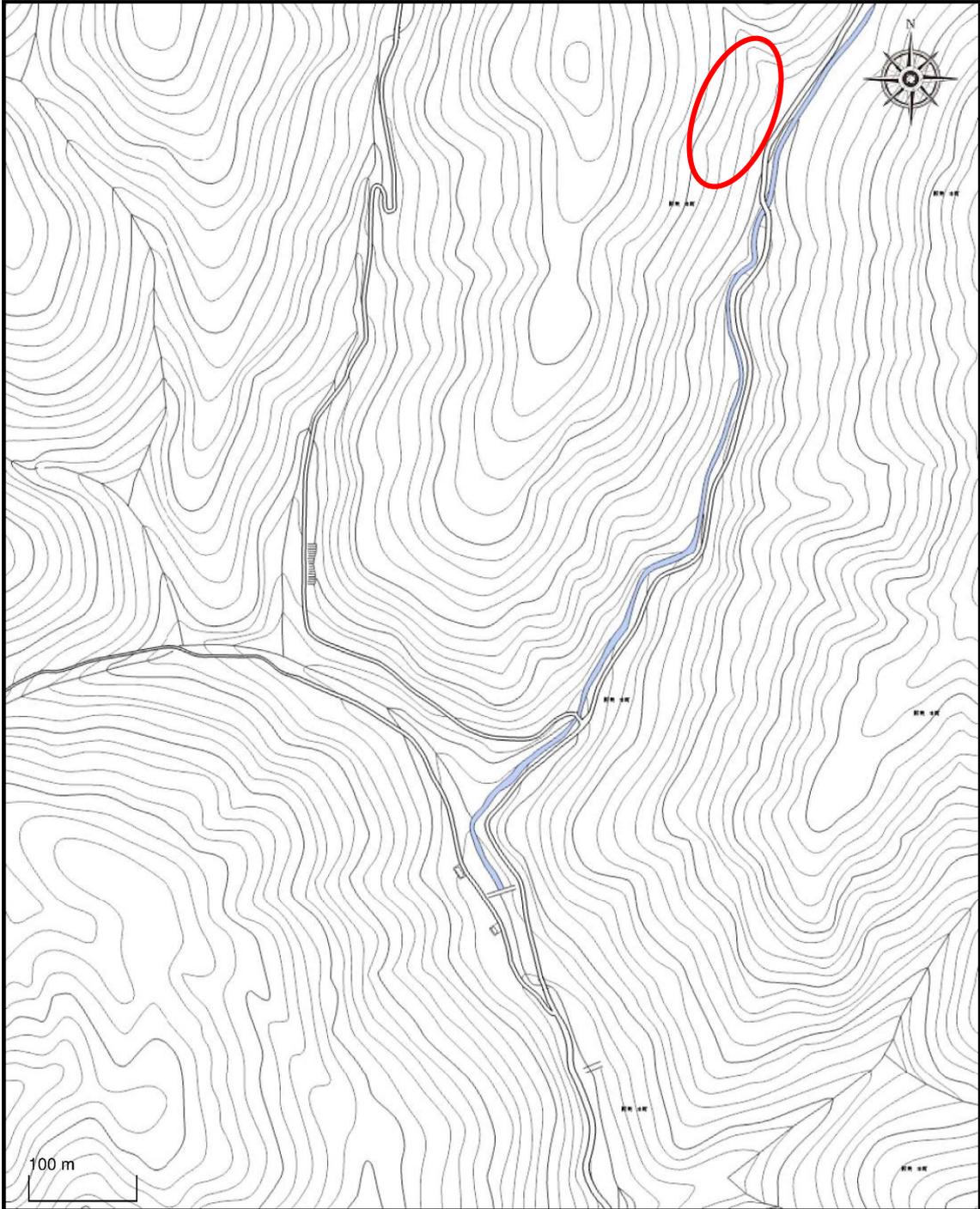
者が倒木対策に取り組みやすい環境を整えるため、令和2年度に創設した、道路や民家等に隣接する森林の危険木を除去する支援制度や、道路沿い等の風倒木被害地において低木性樹種等を植栽する支援制度を活用し、災害に強い森づくりを進めているところです。

特定森林再生事業については、令和2年度から令和3年度にかけて、事業内容や費用負担のほか、事業実施後の森林管理のあり方を含めて各協定者と協議したうえで実施したところであり、各協定者の理解や協力が必要不可欠となっております。今後、インフラ施設管理者や地域の意向を聞きながら、京都府とも連携して倒木の未然防止対策に取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

地図 (鞍馬)



地図 (貴船)



地図 (二ノ瀬)

